

平成26年11月27日

平成26年第4回
宮代町議会定例会議案書

《議案第53号から議案第68号まで》

議案番号	件名	頁
議案第 53 号	宮代町商工業振興基本条例について	1
議案第 54 号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4
議案第 55 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	19
議案第 56 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	21
議案第 57 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第 58 号	宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例を廃止する条例について	25
議案第 59 号	宮代町市民活動サポートセンター設置及び管理条例を廃止する条例について	27
議案第 60 号	指定管理者の指定について	29
議案第 61 号	町道路線の認定について	30
議案第 62 号	平成26年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について	31
議案第 63 号	平成26年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	32
議案第 64 号	平成26年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	33
議案第 65 号	平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	34
議案第 66 号	平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	35
議案第 67 号	平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	36
議案第 68 号	平成26年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について	37

議案第53号

宮代町商工業振興基本条例について

宮代町商工業振興基本条例を別紙のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

宮代町の商工業の基盤の安定及び強化並びに健全な発展を目的として、宮代町商工業振興基本条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町商工業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、商工業の発展が地域の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、商工業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、商工業の基盤の安定及び強化並びに商工業の健全な発展を促進し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 町内において商工業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 商店街 町内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう。
- (3) 商店会 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合又はこれらに準じた法人格を有しない事業者の団体をいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会をいう。
- (5) 大型店 一の建物であって、その建物内の店舗面積の合計が300平方メートル以上であるものをいう。

(基本理念)

第3条 商工業の振興は、事業者自らの創意工夫と自助努力のもと、事業者、商店会、商工会及び町が連携し、町民の理解と協力のもと、推進しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、国、埼玉県及び商工会と連携した上で、事業者及び商店会と協働して商工業の振興に必要な施策の実施に努めるものとする。

2 町は、商工業の振興に関する基本的な施策として、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 商工業の経営基盤の安定化に関すること。
- (2) 商工業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 観光振興に関すること。
- (4) 雇用促進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める施策に関すること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、周辺的生活環境との調和及び町民の生活安全の確保に十分配慮するとともに、経営基盤の強化、人材の育成及び従業員等の福利厚生の上昇に努めるものとする。

2 事業者は、商工業の振興を図るため、商工会に積極的に加入するよう努めるものとする。

3 事業者は、町又は商工会が行う商工業振興のための施策に積極的に協力するとともに、地域社会に貢献するための必要な措置の実施に努めるものとする。

- 4 商店街において事業者は、当該商店街の活性化を図るため、商店会に積極的に加入するよう努めるものとする。
- 5 商店街において事業者は、商店会が当該商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 6 大型店を営む者及び大型店舗内の事業者は、町内で商工業を営み、共に地域社会を形成する一員として、前各項に定める責務を認識し、協力するよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第6条 商店会は、地域の核としてにぎわいと交流を創出し、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 商店会は、事業者及び新たに商工業を営もうとする者が商店会に加入しやすい体制を整え、その組織基盤の強化を図るとともに、会員相互及び他の商店会との連携に努めるものとする。

(商工会の責務)

第7条 商工会は、事業者を支援するとともに、町、事業者及び商店会と連携し、商工業の振興に関する施策を積極的に実施することにより、地域の活性化に努めるものとする。

- 2 商工会は、事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。
- 3 商工会は、起業又は創業をする者に対する支援に努めるものとする。
- 4 商工会は、事業者に対して、商工会への加入を積極的に働きかけるものとする。

(町民の理解と協力)

第8条 町民は、商工業の振興が町民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することについて、理解を深め、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第54号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく町職員の給料改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の4第2項第2号イ中「4, 100円」を「4, 200円」に改め、同号ウ中「6, 500円」を「7, 100円」に改め、同号エ中「8, 900円」を「10, 000円」に改め、同項オ中「11, 300円」を「12, 900円」に改め、同項カ中「13, 700円」を「15, 800円」に改め、同項キ中「16, 100円」を「18, 700円」に改め、同項ク中「18, 500円」を「21, 600円」に改め、同項ケ中「20, 900円」を「24, 400円」に改め、同項コ中「21, 800円」を「26, 200円」に改め、同項サ中「22, 700円」を「28, 000円」に改め、同項シ中「23, 600円」を「29, 800円」に改め、同項ス中「24, 500円」を「31, 600円」に改める。

第18条の3第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」に改め、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
再任用以外の職員	1	140,000	187,700	216,300	253,700	292,100
	2	141,600	189,500	218,400	255,900	294,700
	3	143,200	191,300	220,500	258,100	297,300
	4	144,800	193,100	222,600	260,300	299,900
	5	146,500	194,700	224,600	262,600	302,400
	6	148,200	196,500	226,700	264,900	305,000
	7	149,900	198,300	228,800	267,200	307,600
	8	151,600	200,100	230,900	269,500	310,200
	9	153,200	201,800	233,000	271,700	312,800
	10	154,900	203,600	235,200	274,100	315,500
	11	156,600	205,400	237,400	276,500	318,200
	12	158,300	207,200	239,600	278,900	320,900

13	160,000	209,100	241,600	281,200	323,500
14	161,700	210,900	243,700	283,600	326,200
15	163,400	212,700	245,900	286,000	328,900
16	165,100	214,500	248,100	288,400	331,600
17	166,900	216,300	250,100	290,700	334,400
18	168,600	218,100	252,200	293,100	337,200
19	170,300	219,900	254,400	295,500	340,000
20	172,000	221,700	256,600	297,900	342,800
21	173,800	223,600	258,600	300,100	345,400
22	175,600	225,400	260,800	302,500	348,200
23	177,400	227,200	263,000	304,900	351,000
24	179,200	229,000	265,200	307,300	353,800
25	180,800	230,800	267,200	309,600	356,400
26	182,500	232,600	269,400	312,000	359,200
27	184,300	234,400	271,600	314,400	362,000
28	186,100	236,200	273,800	316,800	364,800
29	187,700	237,900	275,800	319,100	367,500
30	189,500	239,700	277,900	321,400	370,200
31	191,300	241,500	280,100	323,800	372,900
32	193,100	243,300	282,300	326,200	375,600
33	194,700	244,900	284,300	328,400	378,200
34	196,400	246,700	286,500	330,800	380,800
35	198,200	248,500	288,700	333,200	383,400
36	200,000	250,300	290,900	335,600	386,000
37	201,600	252,000	292,900	337,800	388,500
38	203,400	253,800	295,000	340,100	390,900
39	205,200	255,600	297,100	342,400	393,300

40	207,000	257,400	299,200	344,700	395,700
41	208,600	259,100	301,100	346,800	397,900
42	210,400	260,900	303,200	348,900	400,100
43	212,200	262,700	305,300	351,000	402,300
44	214,000	264,500	307,400	353,100	404,500
45	215,700	266,100	309,300	355,100	406,100
46	217,500	267,900	311,300	357,100	408,100
47	219,300	269,700	313,300	359,100	410,000
48	221,100	271,500	315,300	361,100	411,900
49	222,700	273,100	317,200	363,000	413,700
50	224,500	274,800	319,200	364,500	415,400
51	226,300	276,600	321,200	366,200	417,200
52	228,100	278,400	323,200	367,900	419,100
53	229,700	280,000	325,000	369,800	420,700
54	231,300	281,700	326,900	371,500	422,200
55	232,900	283,400	328,800	373,200	423,900
56	234,500	285,100	330,300	374,900	425,600
57	236,200	286,800	331,900	376,600	427,400
58	237,900	288,400	333,600	378,300	428,900
59	239,600	290,000	335,300	379,900	430,200
60	241,300	291,600	337,100	381,600	431,600
61	242,900	293,200	338,800	383,100	433,200
62	244,500	294,700	340,500	384,600	434,500
63	246,100	296,000	342,200	386,100	435,800
64	247,800	297,400	343,900	387,600	437,100
65	249,300	298,600	345,400	389,000	438,300
66	250,900	300,000	346,900	390,400	439,400

67	252,500	301,400	348,500	391,800	440,600
68	254,100	302,800	350,100	393,200	441,500
69	255,600	304,000	351,500	394,400	442,500
70	257,200	305,400	353,000	395,600	443,400
71	258,800	306,800	354,500	396,800	444,300
72	260,400	308,200	356,000	398,000	445,200
73	261,900	309,500	357,400	399,200	446,200
74	263,400	310,800	358,500	400,000	447,000
75	264,900	312,100	359,700	401,100	447,900
76	266,400	313,500	360,900	402,200	448,800
77	267,700	314,700	361,900	403,300	449,500
78	269,200	315,900	363,100	404,200	450,200
79	270,700	317,100	364,200	405,100	450,900
80	272,200	318,300	365,400	406,100	451,600
81	273,500	319,500	366,500	406,900	452,400
82	274,800	320,600	367,500	407,700	453,000
83	276,200	321,700	368,500	408,500	453,600
84	277,600	322,700	369,500	409,400	454,200
85	278,800	323,800	370,400	410,200	454,900
86	280,000	324,800	371,200	410,800	455,500
87	281,200	325,800	372,000	411,400	456,100
88	282,500	326,800	372,800	412,200	456,700
89	283,600	327,700	373,700	412,700	457,400
90	284,600	328,600	374,400	413,300	458,000
91	285,600	329,400	375,100	413,900	458,600
92	286,600	330,300	375,800	414,600	459,200
93	287,500	331,100	376,500	414,900	459,700

94	288,200	331,800	377,100	415,500	460,300
95	289,100	332,600	377,700	416,100	460,900
96	290,000	333,400	378,300	416,700	461,500
97	290,700	333,900	378,900	417,100	461,900
98	291,300	334,600	379,400	417,700	462,500
99	291,900	335,300	380,000	418,300	463,100
100	292,500	336,000	380,500	418,900	463,700
101	293,100	336,500	380,800	419,300	464,100
102	293,600	337,100	381,300	419,900	464,600
103	294,100	337,700	381,800	420,500	465,100
104	294,600	338,200	382,300	421,100	465,600
105	295,100	338,600	382,700	421,500	466,100
106	295,400	339,000	383,200	422,100	466,500
107	295,600	339,400	383,700	422,700	467,000
108	296,000	339,800	384,200	423,300	467,500
109	296,500	340,200	384,600	423,700	468,000
110	296,900	340,600	385,100	424,200	468,500
111	297,300	340,900	385,600	424,700	469,000
112	297,600	341,300	386,100	425,200	469,500
113	297,800	341,700	386,400	425,600	470,000
114	298,000	342,100	386,900	426,100	
115	298,200	342,500	387,400	426,600	
116	298,400	342,900	387,900	427,100	
117	298,600	343,200	388,200	427,600	
118	298,900	343,600	388,600	428,100	
119	299,200	344,000	389,000	428,600	
120	299,500	344,400	389,400	429,100	

	121	299,700	344,600	389,700	429,400	
	122	300,000	344,900	390,100	429,900	
	123	300,300	345,200	390,500	430,400	
	124	300,600	345,500	390,900	430,900	
	125	300,700	345,800	391,200	431,200	
	126	300,900	346,100	391,600	431,700	
	127	301,100	346,300	392,000	432,200	
	128	301,300	346,600	392,400	432,700	
	129	301,500	347,000	392,600	433,000	
	130		347,300	393,000		
	131		347,600	393,400		
	132		347,800	393,800		
	133		348,000	394,000		
	134		348,300	394,300		
	135		348,600	394,600		
	136		348,900	394,900		
	137		349,100	395,200		
	138		349,400			
	139		349,700			
	140		350,000			
	141		350,100			
	142		350,400			
	143		350,700			
	144		351,000			
	145		351,100			
再任用職員		213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の3」を「100分の6」に改める。

第16条の2第1項中、「年末年始の休日等」の次に「（次項において「週休

日等」という。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、指定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第16条の2第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において町規則で定める額。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して町規則で定める勤務にあつては、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において町規則で定める額

第18条の3第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改める。

附則第3項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第6項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級
再任用以外の職員		円	円	円	円	円
	1	140,000	187,700	215,600	249,200	286,300
	2	141,600	189,500	217,700	251,300	288,800
	3	143,200	191,300	219,800	253,400	291,300
	4	144,800	193,100	221,900	255,500	293,900
	5	146,500	194,700	223,900	257,400	296,400
	6	148,200	196,500	225,700	259,600	299,000
	7	149,900	198,300	227,500	261,800	301,600
	8	151,600	200,100	229,300	264,100	304,200
	9	153,200	201,800	231,200	266,300	306,600
10	154,900	203,600	233,100	268,600	309,200	

11	156,600	205,400	235,000	271,000	311,800
12	158,300	207,200	236,900	273,300	314,500
13	160,000	208,900	238,700	275,600	317,100
14	161,700	210,600	240,600	278,000	319,800
15	163,400	212,300	242,500	280,400	322,400
16	165,100	214,000	244,400	282,800	325,100
17	166,900	215,600	246,100	285,000	327,800
18	168,600	217,200	248,000	287,300	330,500
19	170,300	218,800	249,900	289,600	333,300
20	172,000	220,400	251,800	291,900	336,000
21	173,800	222,100	253,800	294,100	338,600
22	175,600	223,700	255,800	296,500	341,300
23	177,400	225,300	257,800	298,900	344,000
24	179,200	226,900	260,000	301,300	346,800
25	180,800	228,500	261,900	303,500	349,400
26	182,500	230,100	264,000	305,800	352,100
27	184,300	231,700	266,200	308,100	354,800
28	186,100	233,300	268,400	310,500	357,500
29	187,700	234,800	270,400	312,800	360,100
30	189,500	236,300	272,500	315,100	362,700
31	191,300	237,800	274,600	317,400	365,300
32	193,100	239,300	276,700	319,700	368,000
33	194,700	240,800	278,700	321,900	370,600
34	196,400	242,400	280,800	324,200	373,100
35	198,200	244,000	282,900	326,600	375,600
36	200,000	245,600	285,100	329,000	378,200
37	201,600	247,000	287,100	331,200	380,700
38	203,300	248,800	289,100	333,400	383,000

39	205,100	250,600	291,200	335,600	385,300
40	206,800	252,400	293,300	337,900	387,700
41	208,400	254,000	295,200	340,000	389,900
42	210,100	255,800	297,200	342,000	392,100
43	211,800	257,600	299,200	344,000	394,200
44	213,500	259,300	301,300	346,100	396,400
45	215,100	260,900	303,200	348,100	398,000
46	216,600	262,600	305,200	350,100	399,900
47	218,100	264,400	307,200	352,100	401,800
48	219,600	266,100	309,200	354,100	403,700
49	221,200	267,700	311,000	355,900	405,400
50	222,800	269,400	312,900	357,400	407,100
51	224,400	271,100	314,800	359,000	408,800
52	226,000	272,900	316,800	360,700	410,600
53	227,500	274,500	318,600	362,500	412,200
54	228,900	276,200	320,500	364,200	413,700
55	230,300	277,900	322,300	365,900	415,400
56	231,700	279,600	323,800	367,600	417,100
57	233,100	281,100	325,400	369,200	418,800
58	234,600	282,700	327,100	370,800	420,200
59	236,100	284,300	328,800	372,400	421,500
60	237,600	285,900	330,500	374,100	422,900
61	238,900	287,400	332,100	375,600	424,500
62	240,300	288,700	333,700	377,100	425,800
63	241,700	290,000	335,400	378,600	427,100
64	243,100	291,400	337,100	380,100	428,400
65	244,400	292,600	338,600	381,400	429,500
66	245,900	294,000	340,100	382,700	430,500

67	247,500	295,400	341,600	384,000	431,600
68	249,100	296,800	343,200	385,400	432,500
69	250,500	298,000	344,600	386,600	433,500
70	252,100	299,400	346,100	387,800	434,400
71	253,600	300,800	347,600	389,000	435,300
72	255,100	302,200	349,100	390,200	436,200
73	256,600	303,400	350,400	391,300	437,000
74	258,100	304,700	351,500	392,100	437,800
75	259,600	306,000	352,600	393,100	438,600
76	261,100	307,300	353,800	394,200	439,400
77	262,400	308,500	354,800	395,300	440,000
78	263,900	309,700	355,900	396,100	440,600
79	265,400	310,900	357,000	396,900	441,200
80	266,800	312,100	358,200	397,900	441,800
81	268,100	313,200	359,300	398,600	442,500
82	269,400	314,300	360,300	399,400	443,000
83	270,700	315,400	361,300	400,200	443,500
84	272,100	316,400	362,300	401,000	444,000
85	273,300	317,400	363,100	401,600	444,400
86	274,500	318,400	363,900	402,100	444,800
87	275,700	319,400	364,700	402,600	445,200
88	276,900	320,400	365,500	403,200	445,600
89	278,000	321,200	366,400	403,700	446,100
90	279,000	322,100	367,100	404,100	446,400
91	280,000	322,900	367,800	404,500	446,700
92	281,000	323,800	368,500	405,100	447,000
93	281,800	324,600	369,100	405,300	447,400
94	282,500	325,300	369,700	405,700	447,700

95	283,300	326,000	370,300	406,100	448,000
96	284,200	326,800	370,900	406,500	448,300
97	284,900	327,300	371,400	406,800	448,400
98	285,500	328,000	371,900	407,200	448,600
99	286,100	328,700	372,500	407,600	448,800
100	286,700	329,400	373,000	408,000	449,000
101	287,300	329,900	373,300	408,200	449,200
102	287,800	330,400	373,700	408,600	449,300
103	288,300	331,000	374,100	409,000	449,400
104	288,800	331,500	374,600	409,400	449,500
105	289,300	331,900	375,000	409,700	449,700
106	289,600	332,300	375,400	410,100	449,800
107	289,800	332,700	375,800	410,500	449,900
108	290,200	333,100	376,200	410,900	450,000
109	290,700	333,500	376,400	411,100	450,100
110	291,000	333,900	376,700	411,400	450,200
111	291,300	334,200	377,000	411,700	450,300
112	291,600	334,600	377,300	412,000	450,400
113	291,800	335,000	377,600	412,100	450,500
114	292,000	335,400	377,900	412,400	
115	292,200	335,800	378,200	412,700	
116	292,400	336,200	378,500	413,000	
117	292,600	336,400	378,600	413,100	
118	292,900	336,800	378,900	413,300	
119	293,200	337,200	379,200	413,500	
120	293,500	337,600	379,500	413,700	
121	293,700	337,800	379,700	413,900	
122	294,000	338,100	380,000	414,100	

	123	294,300	338,400	380,300	414,300	
	124	294,600	338,700	380,600	414,500	
	125	294,700	339,000	380,700	414,600	
	126	294,900	339,300	380,900	414,800	
	127	295,100	339,500	381,100	415,000	
	128	295,300	339,800	381,300	415,200	
	129	295,500	340,200	381,400	415,300	
	130		340,500	381,600		
	131		340,800	381,800		
	132		341,000	382,000		
	133		341,200	382,100		
	134		341,500	382,200		
	135		341,800	382,300		
	136		342,100	382,400		
	137		342,200	382,500		
	138		342,500			
	139		342,800			
	140		343,100			
	141		343,200			
	142		343,500			
	143		343,800			
	144		344,100			
	145		344,200			
再任用職員		212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第5項から第10項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（宮代町職員の給与に関する条例（以下、「給与条例」という。）第18条の3第2項及び附則第8項の改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の給与条例（附則第4項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料月額の切替えに伴う経過措置）
- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（町規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額に、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる率を乗じて得た額（職務の級が5級の欄に掲げる職務の級である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料月額として支給する。
 - （1）平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 3分の3
 - （2）平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 3分の2
 - （3）平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 3分の1
- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受ける職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、

給料を支給する。

- 9 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第17条第4項（給与条例第18条第3項において準用する場合及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第17条第4項中「給料」とあるのは、「給料と宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年宮代町条例 号）附則第6項の規定による給料の額との合計額」とする。

（地域手当に関する経過措置）

- 10 この条例による改正後の給与条例第9条の2第2項に定める率は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間において、当該各号に掲げる率とする。

- (1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 100分の3
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 100分の4
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 100分の5

（町規則への委任）

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第55号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第56号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出
する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、町長及び副町長の
期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の
一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を
提出するものである。

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第57号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員及び町職員の給与改定に準じて、教育委員会教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の205」を「100分の220」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の220」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

議案第58号

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

第4次宮代町総合計画前期実行計画に基づく公共施設再編の一環として、宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろを廃止することに伴い、宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例を廃止する条例

宮代町老人・児童福祉施設ふれ愛センターみやしろ設置及び管理に関する条例(平成2年宮代町条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

議案第59号

宮代町市民活動サポートセンター設置及び管理条例を廃止する条例について
宮代町市民活動サポートセンター設置及び管理条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

第4次総合計画前期実行計画に基づき、市民活動サポートセンターについて、その機能をコミュニティセンター進修館の業務に統合することに伴い、宮代町市民活動サポートセンター設置及び管理条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町市民活動サポートセンター設置及び管理条例を廃止する条例
宮代町市民活動サポートセンター設置及び管理条例（平成22年宮代町条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第60号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

	施設の名称	施設の所在地
1	宮代町立コミュニティセンター進修館	宮代町笠原一丁目1番1号
2	宮代町スキップ広場	宮代町笠原一丁目922番地1外

2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 進修館M&Nコンソーシアム

団体の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原一丁目4番1号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提案理由

宮代町立コミュニティセンター進修館及び宮代町スキップ広場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

議案第61号

町道路線の認定について

次のとおり町道路線を認定することについて議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	第1563号線	宮代町宮代二丁目115番5地先	
		宮代町宮代二丁目115番16地先	

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

宅地開発により帰属された道路を町道路線として認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第62号

平成26年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について
平成26年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

各種事業の実績及び前年度の事業実績に基づく精算の他、職員の給料改定等に伴い、平成26年度宮代町一般会計予算に1億109万4千円を追加し、総額を95億6,730万7千円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第63号

平成26年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
平成26年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

保険給付費の増額及び職員の給料改定等に伴い、平成26年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億226万1,000円を追加し、総額を43億331万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第64号

平成26年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
平成26年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給料改定等及び電算システム改修に係る事業費補助金の精算に伴い、平成26年度宮代町介護保険特別会計予算に10万1,000円を追加し、総額を25億4,887万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第65号

平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

後期高齢者医療広域連合納付金の確定及び職員の給料改定等に伴い、平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に235万7,000円を追加し、総額を3億8,582万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第66号

平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり
提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給料改定等に伴い、平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に
17万4,000円を追加し、総額を8億8,514万8,000円とすること
について、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するもので
ある。

議案第67号

平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給料改定等に伴い、平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に10万6,000円を追加し、総額を5,870万9,000円とすること及び債務負担行為の追加補正として、農業集落排水処理施設汚泥運搬業務委託を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第68号

平成26年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について
平成26年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成26年11月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の給料改定等に伴い、平成26年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を67万円追加し、総額を7億9,580万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。